

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>健康運動指導室は、本来運動のための部屋であり、既設の空調のみで稼働していた。しかし、新型コロナウイルス感染症蔓延により、保健所業務過多のため、多くの応援職員が保健所で業務を行うこととなり、やむを得ず、健康運動指導室において執務することとなった。既設の空調では執務環境の保持が難しく、早急に環境整備が必要であり、見積合せをしていたのでは目的を達することができない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>入札参加資格者名簿（建設工事）のうち、管工事、電気工事に該当する業者を選定。そのうち、岐阜保健所近隣（各務原市内）であり、対応可能な（株）サンワ空調（Aランク）を選定した。なお、Bランクのうち、最寄のS社へ問い合わせたところ、現在、空調担当者が不在のため、対応不可との回答であった。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。